

調査結果資料2 4 (福岡市精神障がい者の実態と保健医療福祉サービスに関する調査報告書P 13)

差別を受けたり、いやな思いをした経験

- ◎ 入院患者・外来患者ともに、3割以上の人人が、障がいのために差別を受けたり、いやな思いをした経験が『ある』(よくある+時々ある)と回答している。身体・知的障がい者と比較すると、差別を受けたり、いやな思いをした経験が『ある』人の割合は、身体障がい者より高いが、知的障がい者に比べて低くなっている。【→図表2-15、入院55頁、外来111頁】

【図表2-15 差別を受けたり、いやな思いをした経験】(%)

| 調査数 (人) | | よくある | 時々ある | ほとんどない | まったくない | 無回答 | (再掲) | |
|------------|------|------|------|--------|--------|------|----------------|------------------------------|
| | | | | | | | 時々ある (よくある) | +なほいと （んまつ どなた い）ない |
| 精神障がい者 | 入院患者 | 459 | 12.4 | 19.2 | 28.3 | 31.2 | 8.9 | 31.6 59.5 |
| | 外来患者 | 1104 | 7.4 | 28.9 | 35.1 | 22.8 | 5.8 | 36.3 57.9 |
| 身体障がい者 | | 2179 | 3.2 | 15.1 | 39.3 | 32.6 | 9.8 | 18.3 71.9 |
| 知的障がい者 | | 871 | 14.7 | 36.1 | 30.3 | 8.2 | 10.8 | 50.8 38.5 |

差別を受けたり、いやな思いをした内容

- ◎ 差別を受けたり、いやな思いをした内容をみると、入院患者では「家の周りの人達から、無視されたり、差別的な扱いをされた」(29.0%)が最も多く、外来患者では「職場の上司や同僚からの不当な扱い」(29.4%)が最も多い。身体・知的障がい者と比較すると、外来患者における「職場の上司や同僚からの不当な扱い」の割合は、他の障がいに比べても突出して高くなっている。【→図表2-16、入院56頁、外来112頁】

【図表2-16 差別を受けたり、いやな思いをした内容】(複数回答 14項目中の上位5項目)

| | 精神障がい者 | | 身体障がい者 (N=399) | 知的障がい者 (N=442) |
|----|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--|
| | 入院患者 (N=145) | 外来患者 (N=401) | | |
| 1位 | 家の周りの人達から、無視されたり、差別的な扱いをされた (29.0%) | 職場の上司や同僚からの不当な扱い (29.4%) | 障がいを理由とした不採用や解雇 (20.6%) | 学校や職場などの人たちから、差別的な言葉を投げかけられたこと (35.3%) |
| 2位 | 障がいを理由とした不採用や解雇 (20.0%) | その他 (27.4%) | その他 (17.5%) | 家の周りの人達から、無視されたり、差別的な扱いをされたこと (28.1%) |
| 3位 | その他 (20.0%) | 障がいを理由とした不採用や解雇 (23.4%) | 学校や職場などの人たちから、差別的な言葉を投げかけられたこと (16.3%) | その他 (19.7%) |
| 4位 | 学校や職場などの人たちから、差別的な言葉を投げかけられた (18.6%) | 学校や職場などの人たちから、差別的な言葉を投げかけられた (23.4%) | 家の周りの人達から、無視されたり、差別的な扱いをされたこと (15.8%) | 職場の上司や同僚からの不当な扱い (16.7%) |
| 5位 | 施設の職員の対応で不愉快な思いをした (16.6%) | 家の周りの人達から、無視されたり、差別的な扱いをされた (20.0%) | 職場の上司や同僚からの不当な扱い (13.5%) | 障がいを理由とした不採用や解雇 (14.7%) |

調査結果資料25（福岡市障がい児・者等実態調査報告書P33）

障がい者の人権に関して問題があると思うこと

- ◎ 障がい者の人権に関して問題があると思うことでは、すべての障がいに共通して「人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないと」や「差別的な言動を受けること」、「働く場所や能力を発揮する機会が少ないと」等が上位5位内にあがっている。【→図表3-33、身109頁、知175頁、児235頁、発301頁】
- ◎ また、身体障がい者では「道路の段差や建物の段差など外出先での不便が多いこと」(28.8%)、知的障がい者と障がい児では「人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないと」(知的:33.6%、障がい児:44.1%)、発達障がい児・者では「発達障がいの特性から生じる困難さに対し、配慮がなされないこと」(者:65.1%、児:70.0%)がそれぞれ第1位となっている。
- ◎ 平成19年度に実施した市民意識調査の結果と比較すると、一般市民の上位5項目でも障がい児・者とほぼ同様の項目があがっているが、障がい児・者では総じて「人々の障がい理解が少ないと」や「差別的な言動を受けること」、「発達障がいの特性等に配慮がなされないこと」等の、周囲の人の理解・配慮に関わる項目が「働く場等が少ない」等の就労に関する項目より上位に位置しているのに対して、一般市民では逆の結果となっている。

【図表3-33 障がい者の人権に関して問題があると思うこと】(複数回答 16項目中の上位5項目)

| | 身体障がい者 (N=2179) | 6歳以下 (N=739) | 6歳以上 (N=1393) | 知的障がい者 (N=871) | 障がい児 (N=740) | 発達障がい者 (N=126) | 発達障がい児 (N=223) | 一般市民 (※) (N=1863) |
|----|---|--------------------------------------|--|-------------------------------------|-------------------------------------|---|---|--------------------------------------|
| 1位 | 道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと (28.8%) | 道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと (30.2%) | 道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと (27.9%) | 人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないと (33.6%) | 人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないと (44.1%) | 発達障がいの特性から生じる困難さに対し、配慮がなされないこと (65.1%) | 発達障がいの特性から生じる困難さに対し、配慮がなされないこと (70.0%) | 働く場所や能力を発揮する機会が少ないと (43.0%) |
| 2位 | 人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないと (17.0%) | 人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないと (25.4%) | 人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないと (12.4%) | | 差別的な言動を受けること (30.1%) | 働く場所や能力を発揮する機会が少ないと (35.5%) | 働く場所や能力を発揮する機会が少ないと (42.1%) | 学校の受け入れ体制・支援体制が不十分なこと (41.3%) |
| 3位 | 差別的な言動を受けること (12.5%) | 働く場所や能力を発揮する機会が少ないと (23.3%) | 聴覚・視覚障がい者などへ必要な情報を伝える配慮が足らないこと (9.5%) | 働く場所や能力を発揮する機会が少ないと (22.6%) | 差別的な言動を受けること (34.2%) | 人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないと (34.1%) | 差別的な言動を受けること (36.8%) | 人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないと (29.7%) |
| 4位 | 働く場所や能力を発揮する機会が少ないと (11.3%) | 差別的な言動を受けること (19.4%) | 差別的な言動を受けること (8.8%) | 障がい者の意見や行動が尊重されないと (17.6%) | 学校の受け入れ体制・支援体制が不十分なこと (22.8%) | 学校の受け入れ体制・支援体制が不十分なこと (21.4%) | 人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないと (24.7%) | 道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと (28.6%) |
| 5位 | 聴覚・視覚障がい者などへ必要な情報を伝える配慮が足らないこと (11.0%) | 障がい者の意見や行動が尊重されないと (16.6%) | 使える在宅サービスや福祉施設・病院が少ないと (8.2%) | 使える在宅サービスや福祉施設・病院が少ないと (12.3%) | 障がい者の意見や行動が尊重されないと (16.5%) | 差別的な言動を受けること (20.6%) | 働く場所や能力を発揮する機会が少ないと (21.1%) | 障がい者の意見や行動が尊重されないと (18.7%) |

(※) 一般市民は「平成19年度人権問題に関する市民意識調査」(福岡市)の調査結果

調査結果資料26（福岡市障がい児・者等実態調査報告書P332）

【図表10-1 障がい者福祉全般に対する意見・要望（自由意見）の分類】（件）

| 区分 | 主な意見 | 合計 | 身体障がい者 | 知的障がい者 | 障がい児 | 発達障がい児・者 |
|---------------------------|---|-----|--------|--------|------|----------|
| 在宅サービスについて (家族介助者支援含む) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 居宅介護（ホームヘルプ）を利用しやすくしてほしい（家事等の対象範囲、利用時間制限、利用料の見直し等）。 ■ 家族介助者の負担軽減、支援の観点からのサービスも充実してほしい（短期入所等）。 ■ 手帳等級・判定ではなく実態に即したサービス利用ができるようにしてほしい（療育手帳B等軽度者が利用できるサービスが少ない）。 | 162 | 49 | 33 | 62 | 18 |
| 障がい児支援、 療育・教育について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 就学前の保育・教育を充実してほしい（保育所、幼稚園での受け入れ等） ■ 特別支援教育を充実してほしい（特別支援学校・学級、通級教室の拡充、教員の資質向上等）。 ■ 中学卒業後の進路の選択肢が少ない（進学できる高校が少ない等）。 ■ 成人するまでの一貫した支援体制を整備してほしい。 | 131 | 5 | 9 | 69 | 48 |
| 就労支援について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者の一般雇用の場を確保してほしい（企業への雇用促進、行政での雇用等）。 ■ 一般就労のための訓練・支援を充実してほしい（訓練・職場体験の場の確保、ジョブコーチの支援充実等）。 ■ 作業所等の福祉的就労の場の確保や工賃増のための支援をしてほしい。 | 117 | 34 | 41 | 23 | 19 |
| 年金・手当について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種年金・手当を充実してほしい（障がい年金の増額、年金や特別児童手当等の対象要件の見直し等）。 ■ 就労ができない障がい者の所得保障を検討してほしい。 ■ 各種費用負担の軽減を充実してほしい（医療費控除等）。 | 107 | 46 | 37 | 16 | 8 |
| 通所・入所サービスについて | <ul style="list-style-type: none"> ■ 入所施設を増やしてほしい（重度障がい者施設、介護施設等）。 ■ 身近で通える通所施設を増やしてほしい。 | 96 | 28 | 44 | 18 | 6 |
| 啓発活動について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全般への障がいに対する理解・啓発を促進してほしい（内部障害、知的、発達障がい等の「みえない障がい」の啓発等）。 ■ 行政職員、福祉関係者の理解促進、資質向上が必要。 | 90 | 25 | 19 | 29 | 17 |
| 相談支援について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 相談窓口を充実してほしい（相談窓口の拡充、訪問型の相談支援等）。 ■ 相談員の資質・能力向上を図ってほしい。 ■ 相談窓口・相談員の周知が必要。 ■ 相談機関間の連携、情報共有を強化してほしい。 | 83 | 26 | 15 | 24 | 18 |
| 発達障がいに対する支援について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 発達障がいがわかる医師、教師等の専門家を育成・確保してほしい。 ■ 発達障がいに対する相談・支援機関を拡充してほしい。 ■ 発達障がいに対する理解促進を図ってほしい ■ 発達障がい者に対応できるサービス事業者を増やしてほしい。 | 75 | 0 | 2 | 6 | 67 |

| 区分 | 主な意見 | 合計 | 身体障がい者 | 知的障がい者 | 障がい児 | 発達障がい児・者 |
|--------------------------------|--|----|--------|--------|------|----------|
| 医療・リハビリテーションについて | <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療費の負担軽減を図ってほしい(3割自己負担は負担が大きい 等)。 ■ リハビリを利用しやすくしてほしい(日数制限の緩和等)。 ■ 医療的ケアが必要な障がい者の受け入れ施設やサービスを充実してほしい。 | 69 | 35 | 14 | 18 | 2 |
| 住宅支援について(グループホーム等含む) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅等のバリアフリー化を進めてほしい。 ■ グループホーム・ケアホームを拡充してほしい(GH／CHの整備、整備を検討している事業者や当事者団体への支援等)。 | 59 | 15 | 24 | 8 | 12 |
| 移動・外出について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 移動支援(ガイドヘルプ)を利用しやすくしてほしい(対応範囲、運用方法の見直し等)。 ■ 通学等の外出にかかる費用負担が大きい。 | 54 | 11 | 13 | 24 | 6 |
| 情報提供について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者が利用できるサービス・事業等の情報を提供してほしい。 ■ 情報が届きにくい人への情報提供方法を検討すべき(積極的に情報収集できない人には必要な情報が届かない 等)。 | 46 | 12 | 10 | 23 | 1 |
| バリアフリーについて | <ul style="list-style-type: none"> ■ 道路や公共施設等のバリアフリー化を進めてほしい。 ■ 民間施設(商業施設等)へもバリアフリーの理解促進を図ってほしい。 | 46 | 33 | 0 | 13 | 0 |
| 障がい者手帳制度について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 手帳等級等の判定の基準を見直してほしい(障がい部位等ではなく、生活の困難度に着目した判定にしてほしい)。 ■ 発達障がい者独自の手帳制度を創設してほしい。 | 46 | 15 | 9 | 11 | 11 |
| 親亡き後の支援について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 親亡き後の生活が不安。 ■ 親亡き後も地域で生活するためのサービスや環境を作つてほしい(GH等の住まい確保、生活支援サービス、相談体制等)。 | 44 | 0 | 16 | 6 | 22 |
| 交通について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関の利用料金割引やタクシー料金助成を拡充してほしい。 ■ 駅・バス停等のバリアフリー化を進めてほしい。 | 40 | 21 | 9 | 10 | 0 |
| 福祉人材・事業所等の育成・支援について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉人材の確保のために、サービス従事者の待遇改善が必要。 | 34 | 16 | 7 | 5 | 6 |
| 社会参加、スポーツ・文化・レクリエーション、交流活動について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者が参加できるレクリエーション活動等の機会を増やしてほしい。 ■ スポーツ・文化施設等を利用しやすくしてほしい(利用料軽減、バリアフリー化等)。 | 28 | 7 | 6 | 14 | 1 |
| サービスの利用手続きについて | <ul style="list-style-type: none"> ■ サービスの利用手続きが煩雑なので簡素化してほしい(書類が多い、手続きに時間がかかる、手続き先が多い 等)。 | 21 | 8 | 3 | 10 | 0 |
| 権利擁護等について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 成年後見制度を充実してほしい。 ■ 詐欺や悪徳商法等の被害から障がい者を守つてほしい。 | 16 | 1 | 13 | 1 | 1 |
| 福祉予算について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい福祉に関わる予算を充実してほしい。 ■ 予算を効率的かつ適正に運用してほしい。 | 15 | 9 | 4 | 2 | 0 |
| 他の個別分野について | <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時の支援対策を充実してほしい。 ■ 手話・点字等のコミュニケーション支援を充実してほしい。 | 11 | 6 | 2 | 3 | 0 |
| 障がい者福祉施策全般について | 障がい者福祉施策の全般的な充実に関する意見・要望等 | 77 | 13 | 30 | 27 | 7 |

調査結果資料27（福岡市障がい児・者等実態調査報告書P20）

- ◎ 全18項目について、各障がい別の回答結果を比較してみると、「在宅生活支援サービスの充実」、「介護や訓練が受けられる施設の充実」等のサービスの充実に関することは、身体知的重度重複障がい者（64歳以下）でそれぞれ3割前後と他の障がいに比べて割合が高い。【→図表3-16、身112頁、知178頁、児238頁、発304頁】
- ◎ 「就労支援の充実」は発達障がい者（50.8%）・発達障がい児（46.6%）で、「グループホームなどの地域で共同生活できる住まいの整備」は発達障がい者（26.2%）や知的障がい者（19.2%）で他に比べて割合が高い。

【図表3-16 障がい者福祉施策として国や県、市に力を入れてほしいこと】（%）
(複数回答全項目)

| | 身体障がい者 (N = 2179) | | | 知的障がい者 (N = 871) | 身体知的重度重複障がい者 (64歳以下) (N = 164) | 障がい児 (N = 740) | 発達障がい者 (N = 126) | 発達障がい児 (N = 223) |
|--------------------------------|----------------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------------|-------------------|---------------------|---------------------|
| | | 64歳以下 (N = 739) | 65歳以上 (N = 1393) | | | | | |
| 障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実 | 47.5 | 52.8 | 44.8 | 39.4 | 52.4 | 25.3 | 25.4 | 18.8 |
| 就労支援の充実（働くための訓練や職場定着など） | 10.8 | 21.9 | 4.8 | 19.9 | 5.5 | 35.5 | 50.8 | 46.6 |
| 施設で働ける場（就労継続支援事業所など）の充実 | 3.4 | 6.9 | 1.5 | 16.9 | 9.8 | 17.0 | 14.3 | 10.8 |
| 居宅介護や移動支援など、在宅生活支援サービスの充実 | 17.5 | 14.7 | 19.4 | 13.7 | 28.0 | 13.8 | 7.1 | 6.3 |
| 年金など、所得保障の充実 | 42.1 | 49.9 | 37.8 | 46.7 | 42.1 | 32.3 | 49.2 | 21.5 |
| グループホームなどの地域で共同生活できる住まいの整備 | 5.3 | 3.8 | 5.9 | 19.2 | 14.0 | 13.6 | 26.2 | 9.0 |
| 困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実 | 19.2 | 18.3 | 19.6 | 19.7 | 12.8 | 12.8 | 24.6 | 30.0 |
| 乳幼児期から成人期までの支援を一貫して実施できる仕組みづくり | 3.0 | 5.1 | 2.0 | 6.1 | 6.1 | 25.7 | 15.1 | 46.2 |
| 障がいの早期発見・早期支援体制の充実 | | | | | | 14.2 | | |
| 特別支援教育の充実 | | | | | | 36.9 | | |
| 障がい者にやさしいまちづくりの推進（バリアフリーの推進など） | 17.0 | 21.2 | 15.0 | 6.2 | 14.0 | 7.7 | 3.2 | 4.0 |
| 文化・スポーツなどを通じた社会参加の支援 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.9 | 1.8 | 1.9 | 1.6 | 4.0 |
| 障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や教育の充実 | 8.9 | 12.0 | 7.3 | 15.6 | 13.4 | 19.6 | 22.2 | 31.8 |
| 介護や訓練が受けられる施設（入所・通所）の充実 | 14.2 | 10.7 | 15.9 | 22.8 | 31.7 | 19.6 | 4.8 | 6.7 |
| 支援者の養成や質の向上 | | | | | | | 18.3 | 18.8 |
| その他 | 1.5 | 1.8 | 1.4 | 2.4 | 3.7 | 2.4 | 4.0 | 5.8 |
| 特にない | 5.0 | 3.9 | 5.7 | 0.9 | 0.6 | - | - | 0.4 |
| わからない | 5.3 | 3.7 | 6.0 | 4.7 | 3.0 | 1.2 | 1.6 | 3.1 |
| 無回答 | 10.5 | 5.3 | 13.3 | 7.6 | 7.9 | 1.9 | 3.2 | 2.7 |

調査結果資料28（福岡市精神障がい者の実態と保健医療福祉サービスに関する調査報告書P14）

障がい者福祉全般について

- ◎ 障がい者福祉施策として国や県、市に力を入れてほしいことは、入院患者では「年金など、所得保障の充実」(36.4%)、「障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実」(34.9%)、「困った時にいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実」(24.4%)の順で多く、一方、外来患者では「障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実」(41.8%)が最も多く、次いで「年金など、所得保障の充実」(34.4%)、「就労支援の充実」(32.7%)となっている。身体・知的障がい者と比較すると、外来患者における「就労支援の充実」の割合は、他の障がいに比べても突出して高くなっている。【→図表2-17、入院58頁、外来114頁】

【図表2-17 障がい者施策として、国や県、市に力を入れてほしいこと】

(複数回答 16項目中の上位5項目)

| | 精神障がい者 | | 身体障がい者 (N=2179) | 知的障がい者 (N=871) |
|----|--|--|--|--|
| | 入院患者 (N=459) | 外来患者 (N=1104) | | |
| 1位 | 年金など、所得保障の充実 (36.4%) | 障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実 (41.8%) | 障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実 (47.5%) | 年金など、所得保障の充実 (46.7%) |
| 2位 | 障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実 (34.9%) | 年金など、所得保障の充実 (34.4%) | 年金など、所得保障の充実 (42.1%) | 障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実 (39.4%) |
| 3位 | 困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実 (24.4%) | 就労支援の充実 (働くための訓練や職場定着など) (32.7%) | 困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実 (19.2%) | 介護や訓練が受けられる施設(入所・通所)の充実 (22.8%) |
| 4位 | 障がい者手帳が利用できる公共交通機関の割引等の充実(※) (14.8%) | 困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実 (18.6%) | 居宅介護や移動支援など、在宅生活支援サービスの充実 (17.5%) | 就労支援の充実 (働くための訓練や職場定着など) (19.9%) |
| 5位 | 就労支援の充実 (働くための訓練や職場定着など) (14.2%) | 障がい者手帳が利用できる公共交通機関の割引等の充実(※) (18.2%) | 障がい者にやさしいまちづくりの推進(バリアフリーの推進など) (17.0%) | 困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実 (19.7%) |

(※) は、精神障がい者調査のみの選択肢

調査結果資料29（福岡市障がい児・者等実態調査報告書P31）

災害時要援護者台帳の認知度、事前の個人情報提供意向

- ◎ 災害時要援護者台帳の認知度（「登録している」+「知っているが登録はしていない」の割合）は64歳以下の身体知的重度重複障がい者（39.6%）で高く、このうち、3割弱（26.8%）は登録している。【→図表3-29、身104頁、知170頁】
- ◎ 災害時支援のための事前の個人情報提供意向（台帳登録のために事前に氏名、住所や障がいの状況等の個人情報の提供することに対する意向）は、すべての障がいにおいて「必要な情報なので、積極的に提供してよいと思う」「最小限の情報ならかまわない」等の割合が高いことから、全般的に情報提供意向は高いといえる。【→図表3-30、身105頁、知171頁】

【図表3-29 災害時要援護者台帳の認知度】 (%)

| | 調査数 (人) | 登録している | い知つ ない て いる が登録はして | 知らなかつた | 無回答 | しる知つ て+つ い知て なつ い(い る登 が録 登し 録て はい |
|---------------------|------------|--------|--------------------------------|--------|------|---|
| 身体障がい者 | 2179 | 3.2 | 7.8 | 75.1 | 13.9 | 11.0 |
| 64歳以下 | 739 | 3.1 | 7.6 | 80.9 | 8.4 | 10.7 |
| 65歳以上 | 1393 | 3.2 | 7.8 | 72.4 | 16.6 | 11.0 |
| 知的障がい者 | 871 | 9.2 | 11.6 | 71.2 | 8.0 | 20.8 |
| 身体知的重度重複障がい者（64歳以下） | 164 | 26.8 | 12.8 | 47.0 | 13.4 | 39.6 |

【図表3-30 災害時支援のための事前の個人情報提供意向】 (%)

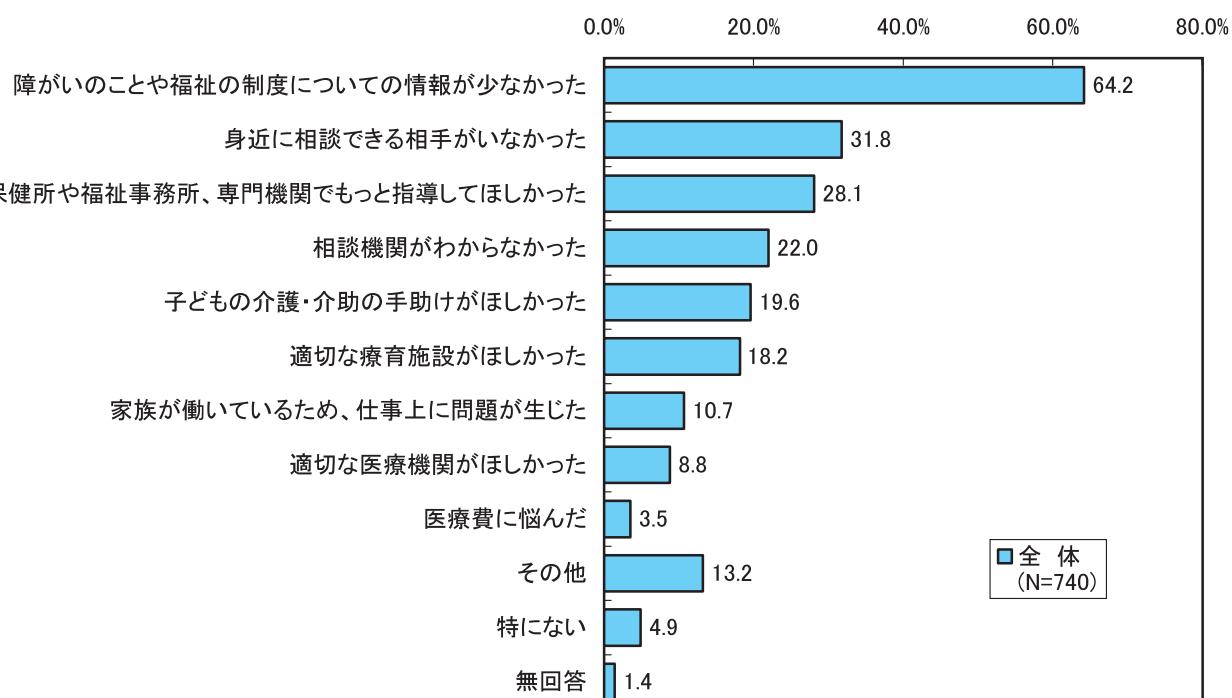
| | 調査数 (人) | 的必要 に提 供情 し報 てな よの いで、 と 思積 う極 | と所 最 小 限 う 度 の 情 報 な ら か へ 名 わ 前 な い 住 | 個 人 の よ い 情 報 と 思 の う で 知 ら せ | その 他 | わ か ら な い | 無 回 答 |
|---------------------|------------|---|--|---|---------|-----------------------|-------------|
| 身体障がい者 | 2179 | 29.7 | 23.9 | 4.7 | 1.1 | 19.3 | 21.4 |
| 64歳以下 | 739 | 32.2 | 28.8 | 7.3 | 0.7 | 17.1 | 13.9 |
| 65歳以上 | 1393 | 28.4 | 21.3 | 3.4 | 1.3 | 20.5 | 25.2 |
| 知的障がい者 | 871 | 30.7 | 26.6 | 5.5 | 1.5 | 21.4 | 14.4 |
| 身体知的重度重複障がい者（64歳以下） | 164 | 42.1 | 23.2 | 1.8 | 1.8 | 12.8 | 18.3 |

調査結果資料30（福岡市障がい児・者等実態調査報告書P193）

障がいの診断・判定を受けた頃の苦労、悩み、不安 障がい児

問12 お子さんの障がいの状況について、診断・判定を受けた頃、ご家族の皆さんには、どんな苦労、悩み、不安がありましたか。（○は3つまで）

【図表7-22 障がいの診断・判定を受けた頃の苦労、悩み、不安】



「障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかった」(64.2%)が6割を超えて最も多く、次いで「身近に相談できる相手がいなかった」(31.8%), 「保健所や福祉事務所、専門機関でもっと指導してほしかった」(28.1%), 「相談機関がわからなかった」(22.0%)等となっている。

障がいの状況別にみると、各障がいとも「障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかった」の割合が最も高いが、重複障がい児では他に比べて「子どもの介護・介助の手助けがほしかった」(32.2%)の割合が高く、知的障がい児（知的障がいのみ）では「適切な療育施設がほしかった」(21.8%)の割合が高くなっている。

障がいがわかった年齢別にみると、「相談機関がわからなかった」の割合は、障がいがわかった時期が遅い（年齢が高い）ほど割合が高く、5歳以降では3割を超えている。これに対して「子どもの介護や介助の手助けがほしかった」の割合は、障がいがわかった時期が早い（年齢が低い）ほど割合が高く、2歳以下で2割を超えており。また、「適切な療育施設がほしかった」や「適切な医療機関がほしかった」は4・5歳で他の年齢に比べて割合が高くなっている。

調査結果資料3 1 (福岡市障がい児・者等実態調査報告書P 2 8)

外出時に不便や困難を感じること

- ◎ 外出時に不便や困難を感じることの上位5項目をみると、「歩道がない道路に危険を感じる」等の道路環境に関する項目が共通して上位にあがっているが、身体障がい者では4割前後と他の障がいに比べて高い割合を占めている。【→図表3-26, 身65頁, 知135頁, 児210頁, 発263頁】
- ◎ 知的障がい者、障がい児、発達障がい児・者では、「まわりの人の目が気になる」もそれぞれ2割前後を占めて上位にあがっている。

【図表3-26 外出時に不便や困難を感じること】(複数回答 18項目中の上位5項目)

| | 身体障がい者 (N=2179) | 6 4歳以下 (N=739) | 6 5歳以上 (N=1393) | 知的障がい者 (N=871) | 身体知的重度重複障がい者 (64歳以下) (N=164) | 障がい児 (N=740) | 発達障がい者 (N=126) | 発達障がい児 (N=223) |
|----|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1位 | 歩道に段差が多い (40.7%) | 歩道に段差が多い (40.7%) | 歩道に段差が多い (41.3%) | 歩道がない道路に危険を感じる (27.8%) | 歩道に段差が多い (47.6%) | 歩道がない道路に危険を感じる (37.6%) | まわりの人の目が気になる (27.8%) | 特ない (40.8%) |
| 2位 | 歩道がない道路に危険を感じる (31.1%) | 歩道がない道路に危険を感じる (29.5%) | 歩道がない道路に危険を感じる (32.2%) | 特ない (23.3%) | 障がい者用トイレが少ない (36.6%) | まわりの人の目が気になる (23.4%) | 外出に経費がかかりすぎる (27.8%) | 歩道がない道路に危険を感じる (25.6%) |
| 3位 | 道路に自転車などの障害物が多い (27.3%) | 道路に自転車などの障害物が多い (29.2%) | 道路に自転車などの障害物が多い (26.3%) | 歩道に段差が多い (22.3%) | 歩道がない道路に危険を感じる (35.4%) | 歩道に段差が多い (22.7%) | 特ない (27.8%) | まわりの人の目が気になる (18.4%) |
| 4位 | 特ない (17.5%) | 特ない (19.9%) | 特ない (16.4%) | 道路に自転車などの障害物が多い (21.1%) | 障がい者が安心して利用できる交通機関が少ない (29.9%) | 障がい者が安心して利用できる交通機関が少ない (20.5%) | 歩道がない道路に危険を感じる (15.9%) | 困った時、まわりの人が助けてくれない (12.1%) |
| 5位 | 障がい者用トイレが少ない (15.5%) | 駐車場が少ない (18.1%) | 障がい者用トイレが少ない (15.6%) | まわりの人の目が気になる (18.1%) | 駐車場が少ない (26.8%) | 付き添いをしてくれる人がいない (19.1%) | 困った時、まわりの人が助けてくれない (11.9%) | その他 (12.1%) |

調査結果資料3-2（福岡市障がい児・者等実態調査報告書P21）

障がい者支援として地域社会や企業等に望むこと

- ◎ 障がい者支援として地域社会や企業等に望むことをみると、65歳以上の身体障がい者と身体知的重度重複者以外では「障がいに対する理解を深める」が第1位となっており、特に発達障がい者（77.8%）や発達障がい児（77.6%）、障がい児（68.2%）では7割前後と高い。【→図表3-17、**身**
116頁、**知**181頁、**児**241頁、**発**308頁】

【図表3-17 障がい者支援として地域社会や企業等に望むこと】（複数回答9項目中の上位3項目）

| | 身体障がい者 (N=2179) | 64歳以下 (N=739) | 65歳以上 (N=1393) | 知的障がい者 (N=871) | 身体知的重度重複障がい者 (64歳以下) (N=164) | 障がい児 (N=740) | 発達障がい者 (N=126) | 発達障がい児 (N=223) |
|----|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1位 | 公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる（40.5%） | 障がいに対する理解を深める（49.7%） | 公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる（37.4%） | 障がいに対する理解を深める（58.6%） | 公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる（51.8%） | 障がいに対する理解を深める（68.2%） | 障がいに対する理解を深める（77.8%） | 障がいに対する理解を深める（77.6%） |
| 2位 | 障がいに対する理解を深める（38.3%） | 公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる（47.6%） | 障がいに対する理解を深める（32.2%） | 企業で障がい者を積極的に雇用する（34.3%） | 障がいに対する理解を深める（50.6%） | 企業で障がい者を積極的に雇用する（52.8%） | 企業で障がい者を積極的に雇用する（69.0%） | 企業で障がい者を積極的に雇用する（57.4%） |
| 3位 | 障がい者等を支える地域活動やボランティア活動を活発にする（25.5%） | 企業で障がい者を積極的に雇用する（39.0%） | 障がい者等を支える地域活動やボランティア活動を活発にする（25.1%） | 障がい者等を支える地域活動やボランティア活動を活発にする（33.2%） | 障がい者等を支える地域活動やボランティア活動を活発にする（34.8%） | 公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる（38.1%） | 公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる（26.2%） | 公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる（30.9%） |

調査結果資料3 3 (障がい福祉に関する障がい者団体との意見交換まとめ)

| 項目 | 主な意見 | 団体名 | 障がい種別 |
|-----------------------------------|---|-----------------------|-------|
| 住宅支援について (グループホーム等含む) (15件) | グループホーム・ケアホームは依然として計画目標とのギャップが大きい。経営が成り立つような支援が検討される必要がある。 | 福岡市障害者関係団体協議会 | 3障がい |
| | グループホームに対するニーズ等の情報が一元化されておらず、必要量を誰も把握できていないのではないか。目標量に達しない原因の究明や対策の検討、緊急性のある人に空き情報を提供できる仕組みの検討などが必要である。 | 福岡市民間障がい施設協議会 | 3障がい |
| | ケアホーム開設にあたって必要な費用の助成や貸付けを行う必要がある。またはファンドを創設し、市は広報、信用保証、出資者への仲介等を行うとともに、施設の経済的な安定見通しが立った後での返済を可能とする仕組みをつくる。 | 障害者より良い暮らしネット | 身体 |
| | 親亡き後に備えて、重度重複障がい者のケアホームを増やす必要がある。 | 自立の里 大地 | 身体 |
| | 市営住宅を活用して、高齢障がい者のためのグループホーム・ケアホームを作る必要がある。 | 福岡市肢体障害者福祉協会 | 身体 |
| | 生活介護+ケアホーム(看護師が昼夜配置)型施設の設置を促進する必要がある。 | ゆうらいぶりい | 身体 |
| | 重介護型のホームの創設など、生活の場の充実を図る取り組みを市が主体的・積極的に行う必要がある。 | きょうされん福岡支部 福岡市ブロック | 知的 |
| | 市営住宅をグループホーム・ケアホームとして活用するとともに、新たに建設するため市有地の無償貸与、補助金支給を行い、障害基礎年金で暮らせる、終の棲家となるホームの数を早急に増やす必要がある。 | 福岡市手をつなぐ育成会保護者会 | 知的 |
| | 親亡き後に備えて、公営住宅を活用しグループホームを増やす必要がある。 | いきいき工房 | 精神 |
| | 精神障がい者の親が高齢化しているため、早急にグループホームを増やす必要がある。 | 喫茶ほっと | 精神 |
| | グループホーム開設時の費用と、最初の収入が得られるまでの2ヶ月間に要する費用の貸付け及び共用部分の家賃補助を行う必要がある。 | グループホームオーネマ等 | 精神 |
| | 市営住宅をグループホームとして活用する必要がある。 | グループホームオーネマ等 | 精神 |
| | 退院した精神障がい者の居住の場として、グループホームを増やす必要がある。 | こころの病の患者会・うさぎの会 | 精神 |
| | グループホームの共用部分の家賃を補助することが必要である。また、点在する単身生活の家をある程度集めてグループホームと見なすことも必要である。 | 日本てんかん協会福岡県支部 | 精神 |
| | グループホーム・ケアホームの共用部屋の家賃補助や、設立初期の費用貸付制度を設けるとともに、世話人報酬を増額する必要がある。また、市営住宅をグループホームとして活用するほか、1人暮らし希望者のために優先入居枠を設ける必要がある。 | 福岡市精神保健福祉協議会 | 精神 |
| 福祉人材・事業所等の育成・支援について (14件) | 精神障がい者の居宅介護は、家事のほか相談事に乗ったり悩みを聞いたり話し相手を務める労力が負担となるため、報酬を増やす必要がある。 | 福岡市障がい者生活支援事業所連絡会 | 3障がい |
| | 障がいに対する理解を持たないヘルパーが多いため、ヘルパー養成のときに障がい理解を促進する必要がある。 | 福岡市障がい者生活支援事業所連絡会 | 3障がい |
| | マンツーマン対応が求められるケースでは受け入れれば受け入れるほど赤字になる。重度では加算を付けるなど、円滑な受け入れを可能とするような報酬体系にする必要がある。 | 福岡市民間障がい施設協議会 | 3障がい |
| | 事業者側の内部牽制の仕組みの充実など、適正運営のための取組みが必要である。 | 福岡市民間障がい施設協議会 | 3障がい |
| | ケアホームに看護師を必ず配置できるようにする必要がある。 | 障害者より良い暮らしネット | 身体 |
| | 施設職員の報酬が低いため数年で辞めてしまい、専門性を持つ中堅職員が育成できない。また、医療的ケアが必要な利用者が増えているため、施設に看護師数名と十分な支援員を配置できるように、報酬体系を見直す必要がある。 | 自立の里 大地 | 身体 |
| | 訪問看護ステーションや介護施設の看護師に、ストーマ用装具の交換やケアに関する研修を行う必要がある。 | 日本オストミー協会福岡市支部 | 身体 |
| | 障がい児者施設職員の待遇を改善し、人数を増やし、障がい者のケアが行き届くようにする必要がある(報酬単価や定員数の見直し等)。 | 福岡市手をつなぐ育成会保護者会 | 知的 |
| | 職員の生活安定のため、事業所への報酬を増額するとともに、利用者数の増減に関わらず安定した報酬を得られるようにする必要がある。 | いきいき工房 | 精神 |
| | 利用待機者の解消と、通所日を増やしたいという希望に対応し、日中の居場所を確保するため、事業所への報酬を増額する必要がある。 | 喫茶ほっと | 精神 |
| | 給料が安すぎ、精神障がいに理解ある職員が雇用できないため、精神障がい者のケアが行き届かない。報酬を増額する必要がある。 | グループホームオーネマ等 | 精神 |
| | 職員の給料が安すぎて良質な職員が定着せず、非正規職員が多く、支援の質が非常に低下しているため、職員の待遇を大幅に改善する必要がある。 | 日本てんかん協会福岡県支部 | 精神 |
| | 福祉職員の給料が安く、職場定着が困難なため、報酬体系を見直す必要がある。 | 福岡市精神保健福祉協議会 | 精神 |

| 項目 | 主な意見 | 団体名 | 障がい種別 |
|-----------------------|--|-------------------|-------|
| | 障がい児通園施設の職員の給料が安く職員が頻繁に変わるため、保護者が安心して子どもを預けることができるように報酬を増やす必要がある。 | 福岡市地域療育センターを考える会 | 児 |
| 就労支援について(12件) | 障がい者雇用の促進のため、市の優先発注の強化や、特例子会社の誘致を図る必要がある。 | 福岡市民間障がい施設協議会 | 3障がい |
| | 視覚障がい者の就労はあまり進んでいないため、就労支援を強化する必要がある。 | 福岡県視覚障害者友好協会 | 身体 |
| | 視覚障がい者がヘルスキーパーとして民間企業に雇用されるように、行政が就労支援センターに働きかける必要がある。 | 福岡市視覚障害者福祉協会 | 身体 |
| | 喉頭全適者は就労困難なため、行政が就労を支援する必要がある。 | 福岡筑声会 | 身体 |
| | 就労継続支援B型の事業所でも、利用者を一般就労に結びつけたら、事業所に対し何らかの手当を行う必要がある。 | 喫茶ほっと | 精神 |
| | 精神障がい者の就労を増やすためには、短時間労働とジョブコーチが必要である。 | 喫茶ほっと | 精神 |
| | 利用者の励みや生きがいのため、日常的に身近なところでときめきフェスタを行い、商品の認知度向上と販路拡大につなげる必要がある。 | 喫茶ほっと | 精神 |
| | 精神障がい者は、短期間・短時間の就労も可能となるようにする必要がある。 | グループホームオーディマ等 | 精神 |
| | 精神障がい者雇用促進を企業に働きかけるとともに、市役所でも採用する必要がある。 | こころの病の患者会・うさぎの会 | 精神 |
| | 就職希望者に訓練や情報提供を実施するとともに、酸素を吸いながらでもできる仕事に就かせるように企業にも指導する必要がある。 | 呼吸不全友の会 | 難病 |
| | パーキンソン病の人は就労が困難なため、市役所等の官庁で雇用し、時間にしばられず比較的休暇もとりやすい仕事に就かせる必要がある。 | 全国パーキンソン病友の会福岡県支部 | 難病 |
| | 内部障がい者を市や教育委員会で雇用する必要がある。 | 福岡県腎臓病患者連絡協議会 | 難病 |
| 啓発活動について(11件) | 小中学校における盲導犬・補助犬の普及啓発の講演会を拡充する必要があるため、より一層助成してほしい。 | 九州盲導犬協会 | 身体 |
| | 差別解消に向け、公民館等のいろいろな場で障がい理解促進のための啓発を行う必要がある。 | 福岡市手をつなぐ育成会保護者会 | 知的 |
| | 行政が、グループホーム設立予定地への説明会に積極的に関わる必要がある。 | いきいき工房 | 精神 |
| | 精神障がい者に啓発を行い、民生委員に相談しやすくするようにするとともに、民生委員のためにも相談先を設ける必要がある。 | いきいき工房 | 精神 |
| | グループホーム設置を認めない地域があるため、行政が地域の障がい理解促進に努める必要がある。 | グループホームオーディマ等 | 精神 |
| | 地域住民が進んで地域に住む障がい者を世話するような雰囲気づくりや、地域における障がい児と健常児との交流の輪が拓がるような事業を支援する必要がある。 | あそびの会 | 児 |
| | 地域住民の障がい児・者の受け入れ環境醸成のため、地域に住む障がい児のことを住民に知つてもらうとともに、障がい児との直接的な関わりを通して、住民の障がい理解と障がい児・者の地域参加を促進する必要がある。 | キッズ・レゴ | 児 |
| | 周囲の環境が原因で引き起こされる二次障がい(特に強度行動障がい)防止のため、地域や福祉現場の人々、保育師などに対する障がい理解と、適切な支援の仕方を普及・啓発する必要がある。 | キッズ・レゴ | 児 |
| | 父親の子育て参加を促すため、父親に対する障がい理解の促進と育児支援、支え合う父親の会などの開設を行う必要がある。 | キッズ・レゴ | 児 |
| | 保護者を含め周囲の人々の障がい理解を促進する必要がある。 | 自閉症くらし応援舎 TOUCH | 児 |
| | パーキンソン病に対する正しい理解を広める必要がある。 | 全国パーキンソン病友の会福岡県支部 | 難病 |
| 医療・リハビリテーションについて(11件) | 手話通訳者の肩の痛みなどの頸肩腕症候群は職業病なので、行政による予防と発症した場合の医療費等の助成が必要である。 | 福岡市聴力障害者福祉協会 | 身体 |
| | 市内中心部に、喉頭摘出者のための障害者発声リハビリセンターを設置する必要がある。 | 福岡筑声会 | 身体 |
| | てんかんの人はてんかん以外の病気にかかりやすいが、精神障がい2級以下の人人が非常に多いため、重度心身障がい者医療費助成の対象範囲を拡大する必要がある。 | 日本てんかん協会福岡県支部 | 精神 |
| | 精神障がい者の治療費は重度かつ継続的な医療であるため、従前の5%負担に戻すことが必要である。 | 福岡市精神保健福祉協議会 | 精神 |
| | 長期にリハビリができる環境を整える必要がある。 | アトムの会(HAM患者会) | 難病 |